

公益社団法人 日本顕微鏡学会 顕微鏡遺産認定制度規程

制定:令和5年5月27日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会(以下、「本学会」とする)定款4条(4)に基づき、顕微鏡に関する遺産認定の事業を行うにあたり、必要な事項を定める。

(認定の対象)

第2条 下記に該当するものを顕微鏡遺産の対象として認定とする。

- ・現存し、使用後も保存されている装置や製品など
- ・認定基準を満たす技術、それを収めた文書など
- ・他機関が遺産として認定したのもも対象とする。

(認定の基準)

第3条 下記のいずれかに該当するものとする。

- ・顕微鏡学の発展史上重要で、次世代に継承すべきもの(独創性、新規性)
- ・社会生活や産業などの革新的発展に寄与したもの(応用性、波及性)
- ・教育や文化など人類の幸福に貢献したもの(拡張性)
- ・顕微鏡学の学術的、技術的発展に寄与したもの(実用性)

(2)選考においては、対象の独創性、応用性、拡張性などの観点から、遺産として適格であることを具体的に示すことが望ましい。

(認定委員会)

第4条 遺産認定を実施するにあたり、認定委員会を設ける。委員長、副委員長以下10名以内の委員より構成され、組織は理事会の承認を受けるものとする。

(2)認定委員は利害関係者を除いた会員から選任し、委員長、副委員長は委員の中から互選によって選任される。本学会の代表理事はその権限により認定委員に加えないものとする。

(3)認定委員の任期は1年とし、次年度の推薦のための委員会までを担当する。再任は妨げない。任期満了後でも後任が決まるまでその職務を行う。

(4)認定委員会は次の役割を担うものとする。

- ・認定候補の選考を実施する選考委員を理事会に報告し、承認を得る。
- ・遺産認定の選考規程と委員会組織を検討する。
- ・認定遺産の指定および改廃を検討して、委員会に提案する。

(認定の方法)

第5条 下記の方法に従って、認定を行うものとする。

- ・年1回の公募とし、所定の様式(別紙に定める)に推薦理由等を明記の上、期限までに提出する。公募に際しては対象物の状況がわかる写真類の提出を求める。
なお、推薦者は、正会員、あるいは、賛助会員が望ましいが、本学会の関連団体あるいは個人からの推薦も認める。
- ・候補案件は認定委員会にて審査し、認定候補を理事会に提案する。
- ・認定数は特に上限を定めない。
- ・認定遺産の推薦者に認定証書および認定の盾を授与する。
- ・認定遺産は本学会のHPに公開する。

(遺産の維持・保全)

第6条 本学会は顕微鏡遺産の認定・公開・案件リストの管理を行う。

- (2) 遺産の保全は所有者の努力義務とする。
- (3) 所有者より遺産の維持放棄の申し出があった場合は、所有者の了解を得て、資料映像として残すことができるものとする。
- (4) 遺産リストの改廃は、認定委員会を経て、理事会で承認するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。